

消費税の改定に伴い、10月1日から使用料・利用料金に変更になりました。  
 使用者・利用者の皆様には、ご負担をおかけしますがよろしく申し上げます。

改定後の単価は、以下のとおりです。

種類	基本利用料金（単位 円）					
	9時 ～12時	12時 ～17時	17時 ～22時	9時 ～17時	12時 ～22時	9時 ～22時
会議室(1)	<u>790</u>	<u>1,320</u>	<u>1,320</u>	<u>2,110</u>	<u>2,640</u>	<u>3,430</u>
展示研修室	<u>790</u>	<u>1,320</u>	<u>1,320</u>	<u>2,110</u>	<u>2,640</u>	<u>3,430</u>
美術陶芸室	<u>790</u>	<u>1,320</u>	<u>1,320</u>	<u>2,110</u>	<u>2,640</u>	<u>3,430</u>
会議室(2)	<u>790</u>	<u>1,320</u>	<u>1,320</u>	<u>2,110</u>	<u>2,640</u>	<u>3,430</u>
和室(1)	<u>370</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>970</u>	<u>1,210</u>	<u>1,570</u>
和室(2)	<u>260</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>700</u>	<u>880</u>	<u>1,140</u>
和室(1)(3)	<u>660</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,760</u>	<u>2,200</u>	<u>2,860</u>
和室(2)(3)	<u>560</u>	<u>940</u>	<u>940</u>	<u>1,500</u>	<u>1,870</u>	<u>2,430</u>
和室(1)(2)(3)	<u>930</u>	<u>1,540</u>	<u>1,540</u>	<u>2,460</u>	<u>3,080</u>	<u>4,000</u>
軽スポーツ室 (1)(2) (設備利用を含む。)	個人利用の 場合	一般 100円/時間 児童及び生徒 50円/時間				
	占用利用の 場合	350円/時間				
スタジオ (設備利用を含む。)	占用利用の み	350円/時間				
トレーニング室 (設備利用を含む。)		一般 100円/時間 児童及び生徒 50円/時間				

#### 備考

- 承認を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の利用料金の額は、1時間につき、当該利用時間帯の基本利用料金の30パーセント増とする。

- 2 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。



小矢部市シンボルキャラクター  
メルギューくん



小矢部市シンボルキャラクター  
メルももちゃん

問合せ先:各施設又は市教育委員会スポーツ課

電話番号: スポーツ課 67-1760 (内線523)